

# みんなの 介護保険



介護保険制度は、制度実施から10年が経過し、  
今年度は第4期介護保険事業計画の2年目になりました。

また、今年度から地域包括支援センターが新しい組織で運営されます。  
今回は、地域包括支援センターの運営・平成22年度の予算等についてお知らせいたします。

## ■ 地域のデータ (H22.3.31現在)

| 総人口      | 世帯数     | 65歳以上人口 | 高齢化率   |
|----------|---------|---------|--------|
| 122,149人 | 44,432戸 | 26,009人 | 21.29% |

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.12  
2010.4

# 地域包括支援センターの業務と内容をお知らせします

地域の高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、高齢者の方々のそれぞれの状況に合わせた介護や医療のサービスといった多様な支援を継続的に受けられるような仕組みが必要です。

地域には、介護、医療、福祉のほか、趣味や生きがい等高齢者の方に関係する様々なサービスを提供している事業所や団体がたくさんありますが、その存在について個人でそのことを知るのはなかなか難しいと思います。

地域包括支援センターは、それら的高齢者の方に関する地域の情報を集めたり、集めた情報を高齢者の方々に提供することにより、高齢者の方が地域で安心して生活できるよう支援するための活動を行っています。

これまでは、鳥栖市と三養基郡3町それぞれに1か所ずつ、計4箇所設置して、運営してきましたが、よりきめこまかなサービスを提供するため、平成22年4月1日から、鳥栖市を1箇所から3箇所に増設し、計6箇所体制で対応することといたしました。

地域のさまざまな団体や個人の方との連携を深めていき、高齢者の方が相談しやすい地域包括支援センターとなるよう、センター・市・町・鳥栖地区広域市町村圏組合が一丸となって、積極的に取り組んでまいりますので、何かお困りのことがあれば何でもご相談ください。

## 地域包括支援センターの業務と内容

**介護予防ケアマネジメント** 自立して生活できるように支援します。

- 要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- 支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、市・町が行う介護予防事業を利用できます。

**権利擁護** みなさんの権利を守ります。

- みなさんが安心していきいきと暮らせるよう、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。
- 虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

**総合相談** なんでもご相談ください。

- 介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療など、なんでもご相談ください。

**包括的・継続的ケアマネジメント** さまざまな方面からみなさんを支えます。

- 暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

**介護予防支援事業** 要支援者のケアプランを作成します。

- 要支援者についての介護予防のケアマネジメントを行います。要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、及び介護予防に関する保険医療・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターが、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービスが確保されるように事業者等との連絡調整をします。

## 平成22年4月1日以降の地域包括支援センターです

それぞれのセンターが担当する地区は、次のとおりです。

|                                                                           |        |                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>鳥栖市鳥栖地区<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 鳥栖市轟木町1523-6<br>電話 0942-81-3113   | 鳥栖地区   | 轟木町、元町、秋葉町、藤木町、今泉町、<br>真木町、高田町、東町、本通町、京町、安楽寺町、<br>鉄道寮、事業団宿舍、南部団地、つばさ鳥栖                   |
|                                                                           | 鳥栖北地区  | 本町、本鳥栖町、大正町、古野町、鎗田町、<br>土井町、神辺合町、布津原町、宿町                                                 |
| <b>鳥栖市田代基里地区<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 鳥栖市田代本町924-1<br>電話 0942-82-2041 | 田代地区   | 田代昌町、田代新町、田代上町、田代外町、<br>田代外町住宅区、田代大官町、田代本町、<br>永吉町、今町、柚比町、加藤田町、弥生が丘東区、<br>弥生が丘中央区、弥生が丘南区 |
|                                                                           | 若葉地区   | 神辺町、萱方町、浅井町、柳区、古賀町、<br>河内町、古賀団地、虹が丘町                                                     |
|                                                                           | 基里地区   | 酒井西町、酒井東町、曽根崎町、水屋町、<br>飯田町、原町、姫方町、幡崎町、桜町、松原町                                             |
| <b>鳥栖市鳥栖西地区<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 鳥栖市平田町3106-23<br>電話 0942-82-2188 | 麓地区    | 蔵上町、養父町、牛原町、山浦町、桜ヶ丘町、<br>山都町、原古賀町、原古賀住宅区、平田町、<br>立石町、一本杉区                                |
|                                                                           | 旭地区    | 江島町、村田町、西新町、儀徳町、前田町、<br>幸津町、下野町、三島町、村田新町、競馬場団地、<br>西田町、青葉台、あさひ新町、棧敷団地                    |
| <b>みやき町<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 みやき町大字簗原1003-1<br>電話 0942-94-5583    | みやき町全域 |                                                                                          |
| <b>基山地区<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 基山町大字園部2307<br>電話 0942-92-2626       | 基山町全域  |                                                                                          |
| <b>上峰地区<br/>地域包括支援センター</b><br><br>住所 上峰町大字前牟田107-2<br>電話 0952-52-5250     | 上峰町全域  |                                                                                          |



# 平成22年度当初予算のあらまし

平成22年度の介護保険事業についての予算が承認されましたので、その概要について紹介します。

予算は介護保険事業計画を基に65歳以上の方々、要介護認定者の方々の人数及び介護保険給付費の動きなどを見込み、作成しました。

平成22年度は、第4期介護保険事業計画も2年目の年になりますので、保険給付費はゆるやかな自然増の伸びになっていくとみております。平成22年度の介護保険事業の予算総額は、73億2,464万9千円で、21年度の同期予算に比べると伸び率で、3.3%の増、金額にして2億3,576万2千円の増となっております。

## 歳入【単位:千円】

| 項 目          | 22年度予算額   | 21年度予算額   | 比 較     | 22年度構成割合 |
|--------------|-----------|-----------|---------|----------|
| 1.保険料        | 1,262,612 | 1,220,139 | 42,473  | 17.2     |
| 2.構成市・町負担金   | 1,126,383 | 1,100,150 | 26,233  | 15.4     |
| 3.国・県支出金     | 2,679,007 | 2,578,734 | 100,273 | 36.6     |
| 4.支払基金交付金※1  | 2,080,920 | 2,019,744 | 61,176  | 28.4     |
| 5.基金からの繰入金※2 | 175,712   | 170,105   | 5,607   | 2.4      |
| 6.その他        | 15        | 15        | 0       |          |
| 歳入合計         | 7,324,649 | 7,088,887 | 235,762 | 100.0    |

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第4期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して予算に繰り入れたものです。

## 歳出【単位:千円】

| 項 目         | 22年度予算額   | 21年度予算額   | 比 較     | 22年度構成割合 |
|-------------|-----------|-----------|---------|----------|
| 1.総務費       | 189,116   | 182,600   | 6,516   | 2.6      |
| 2.保険給付費     | 6,855,127 | 6,658,721 | 196,406 | 93.6     |
| 3.地域支援事業費※3 | 229,100   | 196,860   | 32,240  | 3.1      |
| 4.その他       | 1,306     | 706       | 600     |          |
| 5.予備費       | 50,000    | 50,000    | 0       | 0.7      |
| 歳出合計        | 7,324,649 | 7,088,887 | 235,762 | 100.0    |

※3 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

歳出のほとんどを占める保険給付費は、毎年増加しております。要介護者、要支援者の方々への介護サービス費は、次のとおり見込んでおります。

| 項 目                     | 平成22年度    | 平成21年度    | 比 較     | 伸 率   |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 2.保険給付費                 | 6,855,127 | 6,658,721 | 196,406 | 3.0%  |
| 内 介護サービス等諸費(要介護者への給付)   | 6,048,967 | 5,829,282 | 219,685 | 3.8%  |
| 内 介護予防サービス等諸費(要支援者への給付) | 514,388   | 535,467   | △21,079 | △3.9% |

鳥栖地区広域市町村圏組合では、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、「介護給付の適正化」のための事業をより一層推進し、介護給付費や介護保険料を抑制することにより、安定的な運営に努めてまいります。

# 保険料を納めましょう

65歳以上の方の介護保険料は毎年6月に市町民税の賦課状況等に基づき新年度の保険料の額が決定します。  
平成22年度の介護保険料については、『平成22年度介護保険料納入通知書』を普通徴収の方へは6月中旬、特別徴収の方へは7月下旬頃に通知します。

介護保険は、みなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。  
特別徴収（年金からの天引き）が原則ですが、普通徴収（納付書又は口座振替）で納付する場合があります。  
保険料は65歳になる誕生日の前日が属する月の分から納付していただきます。

### 特別徴収

#### 年金が年額18万円以上の方

#### 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。  
特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。  
特別徴収される介護保険料のうち、4月～8月までの徴収金は仮徴収、10月～翌年2月までが本徴収とされ、年間保険料と仮徴収総額の差額が本徴収で徴収されます。仮徴収の額は前年度2月の年金支払時における本徴収額と同額とします。  
当組合では、仮徴収総額と本徴収総額がほぼ同額となるよう、8月支給年金で徴収される介護保険料を変更します。

|       | 仮徴収 |    |         | 本徴収 |     |    |
|-------|-----|----|---------|-----|-----|----|
| 年金支給月 | 4月  | 6月 | 8月(変更有) | 10月 | 12月 | 2月 |

※年金が年額18万円以上の方でも次の場合は一時的に納付書で納めることになります。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 年度途中で年金の受給が始まったとき
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき                      ……など

### 普通徴収

#### 年金が年額18万円未満の方など

#### 納付書・口座振替

当組合から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

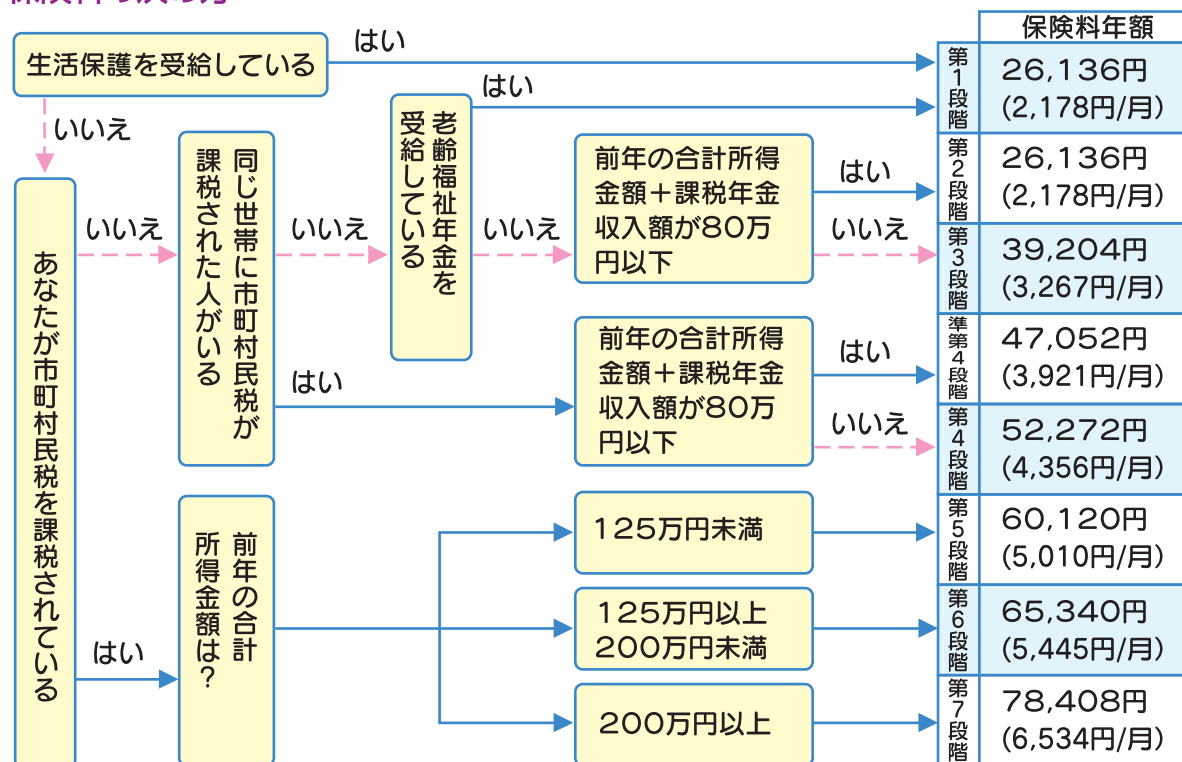
|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 普通徴収 |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |

保険料納付は口座振替が便利です。（振替は申込された月の翌月の納期分からになります）  
口座振替を希望される方は指定の振替依頼書に記入していただき、依頼書を鳥栖地区広域市町村圏組合又はお住まいの市町介護保険担当窓口提出して下さい。

# あなたの保険料を確認しましょう

保険料は、みなさんの所得などに応じて段階的に決められます

## 保険料の決め方

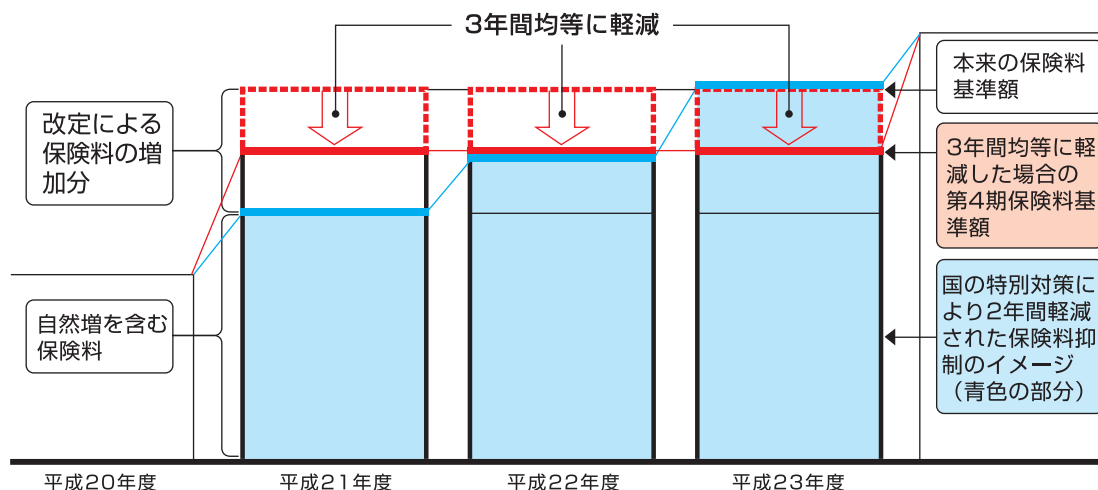


## 介護報酬改定にともなう保険料上昇分が軽減されています

平成21年度に介護に従事する人の処遇改善のために介護報酬が改定されました（プラス3%）。

この改定を反映し介護保険料も上昇とならないように国の特別対策により、平成21年度から平成23年度の介護保険料の上昇分のうち、およそ半額が介護従事者処遇改善臨時特例交付金により軽減されています。平成24年度からは、自然増の他に軽減分も上昇することになりますが、第5期の保険料が急激な上昇とならないよう制度運営をまいります。

## ●改定による保険料の上昇分を3年間均等にした軽減のイメージ



## 保険料を納めないでいると

滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

### 1年以上 滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付（費用の9割）が支払われる形となります。

### 1年6か月以上 滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後から支払われる保険給付（費用の9割）が差し止められます。また、差し止められた保険給付費が滞納した保険料額に充てられます。

### 2年以上 滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

#### 減免等

災害等の特別な事情などで保険料が納められなくなったときは、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

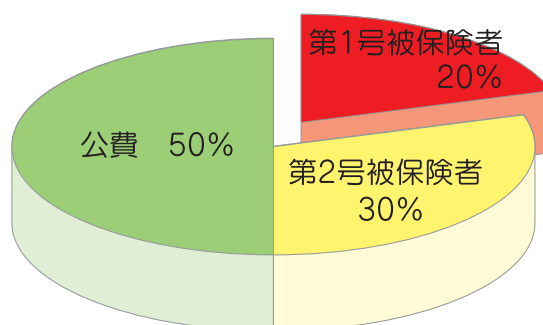
## 介護保険の財源について

介護保険の財源は、公費で半分を負担し、残りの半分の40歳以上の方々が負担していただく保険料で構成されています。

なお、負担割合は介護保険法で定められています。

**介護保険はみんなで支えています**

《介護保険の財源》



※第1号被保険者：65歳以上

※第2号被保険者：40歳以上65歳未満

# 住宅改修費の支給が受領委任払い制度になりました

## 住宅改修費の支給とは？

要支援・要介護の認定を受けられた方が、手すりの取り付けや段差解消など自宅の改修をする際、18万円を上限にかかった費用が支給されます。

## 受領委任払い制度とは？

介護保険での住宅改修費の支給は、いったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分(9割)の支払いを受ける「償還払い」を原則にしております。

受領委任払い制度は、支払を初めから1割分で済むようにすることで、利用者(被保険者)の一時的な負担を軽減するものです。

残りの9割については、利用者の委任に基づいて、鳥栖地区広域市町村圏組合から受領委任払い取扱事業所(鳥栖地区広域市町村圏組合に登録がある住宅改修施工事業者)に直接支払いします。

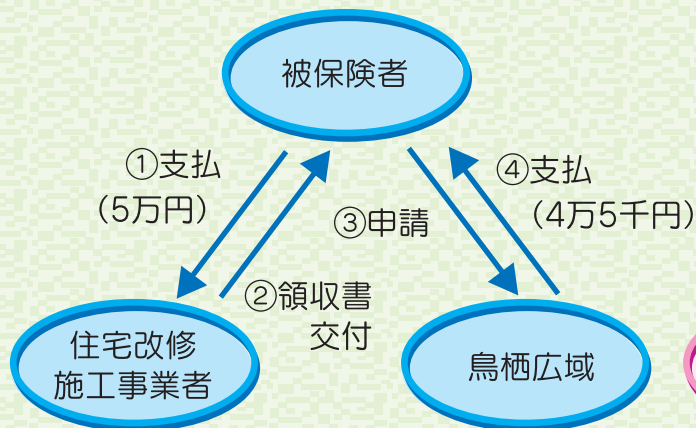
ただし、この制度が利用できるのは、介護保険料の滞納がない方です。

## ●受領委任払いの対象者

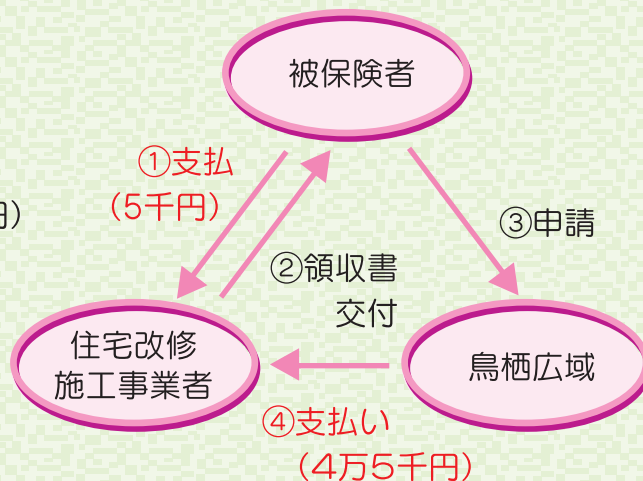
◎介護保険料の滞納がない方

(例) 費用が5万円の場合

償還払い方法



受領委任払い方法



■お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

介護保険料に関すること

総務課 介護保険料係

電話 0942-85-3637

FAX 0942-85-2084

要介護・要支援認定に関すること

介護保険課 認定係

事業計画・統計・介護保険給付に関すること

介護保険課 給付係

電話 0942-81-3315

FAX 0942-81-3316